

## headline

- ☑ 食品ロス削減推進法案が参議院本会議で可決・成立しました（消費者庁）
- ☑ 6月は「環境月間」です～全国各地で様々な環境関連行事が実施されます～
- ☑ 事業活動報告、SEFからのお知らせ



## トピックス

# 食品ロス削減推進法案が参議院本会議で可決・成立しました（消費者庁）

### 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

**<食品ロスの問題>**  
我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄  
持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

**前文**  
世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示  
食品ロス削減していくための基本的な理念として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記  
⇒多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

**食品ロスの削減の定義（第2条）**  
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

**責務等（第3条～第7条）**  
国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

**食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）**  
食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

**食品ロス削減月間（第9条）**  
食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

**基本方針等（第11条～第13条）**  
政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）  
都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

**基本的施策（第14条～第19条）**  
①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※必要量に応じた食品の販売、購入、販売、購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む  
②食品関連事業者等の取組に対する支援  
③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰  
④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究  
⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供  
⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

**食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）**  
内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置  
施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

クリックすると拡大されます（ブラウザが開きます）

「食品ロス」の削減を目指す議員立法「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が、5月24日に参院本会議で全会一致で可決、成立し、5月31日に公布されました。

この法律では、食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体・事業者の責務と消費者の役割が明記され、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと定めています。

食品リサイクル法との関係性についても触れており、食品廃棄物の発生抑制等に関する施策において、食品ロスの削減を適切に推進することと明記されています。

政府には基本方針を策定することが義務付けられており、その案を作成するための有識者会議の新設も盛り込まれ、基本方針は2020年3月までに閣議決定となる見通しです。

加えて、貧困や災害などで必要な食べ物を十分に入手できない人々に提供する「フードバンク」活動への支援、毎年10月を「食品ロス削減月間」とすることなども盛り込まれました。

この法律について詳しくは、下記リンクから消費者庁ホームページをご覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/)

## トピックス

# 6月は「環境月間」です～全国各地で様々な環境関連行事が実施されます～

環境省では、環境の日（6月5日）を含む6月を「環境月間」と定め、環境の保全に関する普及・啓発のため、関係府省庁や地方公共団体等に、環境関連の様々な行事の開催を呼びかけています。

☆環境の日とは…

環境基本法において定められているもので、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連において、我が国の提案を受け6月5日を「世界環境デー」として制定したことに由来します。

環境月間には、6月1日～2日に代々木公園（東京都港区）で開催の「エコライフフェア」をはじめ、全国各地で様々な団体が環境関連イベントを開催します。イベント予定は環境省ホームページで掲載中です（下記リンク）。皆さんもこの機会にお近くのイベントに参加し、環境について考えてみませんか？

<https://www.env.go.jp/guide/envdm/>

6月5日は環境の日  
6月は環境月間  
地球に優しくなれる  
人はもっと  
千葉順 今井 梨愛さん



# 資源管理適正化支援システム「SEF-Net」を提供しています

SEFでは、排出事業者の廃棄物管理に関わる全ての情報をデータ化し、廃棄物管理に関わる業務の効率を高め、廃棄物の適正処理が円滑に行われることを支援しつつ、再資源化促進への意欲を高めて頂くことを目的としたクラウドサービス“資源管理適正化支援システム「SEF-Net」”を提供しています。

このSEF-Netは、日常業務管理からコンプライアンス・リスク管理、事業者間のコミュニケーションに至るまで、廃棄物・資源物に関するあらゆる業務をクラウド上で管理することが可能なシステムです。

一部の事業者において義務化が予定される“電子マニフェスト”も、このSEF-Netを活用して運用管理することが可能です。「インターフェイスの工夫による作業性向上」「複数箇所での同時登録・修正が可能」「予約登録の件数の制限なし」など、電子マニフェストを運用管理するうえでのメリットも満載です。



SEF-Netを活用した電子マニフェストの運用イメージ

電子マニフェストの導入支援も合わせて行っていますので、まずはお気軽に事務局（TEL:03 - 5737 - 2744）までお問い合わせください。

詳しいご案内はSEF-Netホームページをご覧ください。<https://save-earth.or.jp/sef-net/>

## SEFからの お知らせ

## ゼロエミッション研究会「実践で学ぶ！持続可能な食リサイクルのつくり方」参加者募集中

2017年度、SEFでは排出事業者主体による廃棄物・資源循環に関する課題の解決をめざし、「ゼロエミッション研究会」と題して10回の勉強会と1回の見学会を開催し、多くの方にご参加頂きました。

その中で参加者の皆様からは、机上だけではなく実践的な取組みを希望するお声を多く頂戴しました。

一方で、食リ法の基本方針見直しに向けた議論のなかで、外食産業における取組の促進が課題として挙げられています。

そこで、2019年度のゼロエミッション研究会では、外食事業者の皆様を対象に、持続可能な食品リサイクルループの構築に関する知識やノウハウを学びながら、実際に再生利用事業計画の認定を受けて食品リサイクルループを開始することをゴールとした取組みを企画し、4月18日に第1回勉強会を開催、本年度の企画をスタートしました。

今期の取組地域は愛知県名古屋市を予定しており、名古屋市に店舗を構える外食事業者の方が対象ですが、勉強会・見学会には対象以外の方でもご参加いただけます。2回目以降からのご参加も大歓迎。ご参加をご検討、ご希望の方には初回の資料と議事録をお持ちし、ご説明に上がりますので、お気軽にご連絡ください。

内容の詳細、お申込みは下記リンクからSEFホームページをご確認下さい。ご参加をお待ちしております。

<https://save-earth.or.jp/archives/6254>



チラシ画像をクリックするとPDFファイルでダウンロードいただけます

## 5月の活動報告（体験イベント、植樹会） ～日向の森（千葉県山武市）～

### 【6歳になったら机を作ろう！in山武の森】

昨年2度開催し、大好評をいただいた「6歳になったら机を作ろう！」。5月4日（土）に通算3回目となる本イベントを開催し、地元千葉のほか、東京、埼玉から4組のご家族に参加いただきました。

日向の森に集合し、自然観察を楽しんでいたいただいたあと、サンプスギの人工林に入り、みんなでロープを引き、スギの間伐を行いました。普段できない経験に子どもたちは興奮気味でしたが、切り倒す直前まで木は生きていたことを伝えると、真剣な表情に。「机を大切にすることが、木の命を大切にすることにつながるんだよ」と伝えると、大きくうなずいてくれました。

そして昼食の後、いよいよメインイベントの机づくりをスタート。ご両親と一緒に、接着、切断、穴開け、ビス止め、やすり掛けなど、工程を一つずつ体験しながら、サンプスギ100%の学習机を完成させました。約3時間で自分だけの机が完成。皆さん大満足のご様子でした。無垢材ならではの温かみや香りを感じながら、たくさん勉強してもらいたいと思います。



### 【みどりとふれあう植樹会in日向の森】

5月11日（土）には、2017年から数えて3回目となる植樹会を開催しました。



山武市から副市長はじめ職員の皆様、共催のワタミグループ従業員の皆様に加え、賛助会員企業の担当者様、ホームページからお申込みいただいた地域のお客様にもお集まりいただき、新聞やTVの取材も入るなか、過去最多の105名様を迎えての開催となりました。

2017年に120本、2018年に200本植樹したエリアの奥を今回の植樹エリアに設定し、150本のスギ苗木を用意しました。

参加者全員で手分けして、約1時間で植樹作業を終えた後は、軽食をふるまいました。今回は地元の福祉作業所の米粉ピザに、オーガニックベビーリーフを載せて提供。間伐材の薪を使った窯焼きピザに舌鼓を打ちながら、初夏の陽気のもと懇親を深めていただきました。

※このイベントは（公社）国土緑化推進機構機構「緑の募金」の助成を受けて行いました。

両イベントの様子は、ホームページで詳しく紹介しております。下記リンクからご覧ください。

<https://save-earth.or.jp/archives/6378>



## 第9回森林環境イベントを開催～東御の森 (長野県東御市)～

晴れわたった青空と新緑の東御の森で、5月26日に実施し12名のご参加をいただいた「東御の森で、森の自然を感じよう」。ハルゼミの声が響く森内を、生き物を観察しながら歩きました。



数か所で群落になっているオドリコソウの白い花が可愛らしい。オニグルミの花は地味ですが満開なのでとても華やか。初夏の森らしい風情です。

この森でみかける野鳥についてのクイズ「私は誰でしょう」は子ども達のはりきって回答。センダイムシクイ・カッコウ・サンショウクイ・キビタキ・ヤブサメなどの鳥の鳴き声が聞こえるたびに、同行の調査員からの解説も加わりました。

観察の後は、東御市農林課職員から東御市有林の紹介やSGEC認証林の説明がありました。SEFでは、「東御の森」が土壌保全と水源涵養の役割を果たしていること、森をまもるために生物多様性を保全することが大切であることについて、資料を作成し配布しました。

※このイベントは（公社）国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」の助成を受けて行いました。

### SEFからの お知らせ

## 6月・7月 森林保全活動のお知らせ

### ★★★★ボランティア募集中！★★★★



SEFでは、各地域での森林保全活動をお手伝い頂けるボランティアさんを随時募集しています。

千葉県山武市では原則として毎月第2・第4土曜日（東京駅から送迎いたします！）に定例活動を行っているほか、兵庫県丹波市、大分県臼杵市でも定期的を実施しています。

直近の活動は下記を予定していますので、ぜひご参加ください。



#### <6月・7月の活動予定>

千葉県山武市

6月8日（土）、22日（土） 7月13日（土）、27日（土）

※日程は変更となる可能性があります。

最新の情報はホームページを参照ください。

ホームページはコチラをクリック…<https://goo.gl/uEt3CZ>